

令和5年4月6日(木)
四街道市 報道発表資料



産婦健康診査費用の助成を開始

— 産後のママと赤ちゃんの健康を支えます —

四街道市では、出産後間もないお母さんの心とからだの健康維持や産後うつ病の予防等を図るため、出産前後の切れ目ない支援として、産婦健康診査の費用助成を開始しました。

令和4年度に母子健康手帳の届出をした方で、4月1日以降に出産予定の方には、4月3日から保健センターにて産婦健康診査受診票の受け渡しを開始しています。これから妊娠届出をされる方には、母子健康手帳発行時にお渡しします。

■助成を受けられる方

- ・健診日当日に四街道市に住民登録がある令和5年4月1日以降に出産された産後2か月以内の産婦（妊娠を継続されなかった方も含みます）
- ・産婦健康診査質問票を記入の上、健診結果を四街道市に提出し、産後の支援に活用されることに同意していただける方

■助成対象 出産後概ね2週間と概ね1か月の計2回の健診

■助成額 1回の上限は5,000円

お問い合わせ先
健康こども部健康増進課
担当：多田
☎ 043-421-6100